

# ご縁チャンネル

(寺院後継者紹介制度)

## 住職後継者を迎えたい寺院の登録方法

1. 申込書提出：ご縁チャンネル登録申込書（寺院用）に住職もしくは代務者の署名・捺印し、この制度に同意する旨の寺族代表者、門徒総代、責任役員が全て同意する旨の署名・捺印し、本山宗務所に提出する。（寺院の全景写真添付のこと）
2. 寺院紹介カード：所定の寺院紹介カードに、寺院の概略、後継者を迎えたい理由等を記入し提出する。

## 住職後継者として入寺したい方の登録方法

1. 申込書提出：ご縁チャンネル登録申込書（後継者用）に本人の署名・捺印、師僧（現所属寺院住職）の推薦文と署名・捺印を取り付け、履歴書を添えて本山宗務所に提出する。（本人確認書類（写）と自己の写真添付のこと）
2. 後継者候補カード：所定の後継者候補カードに、自己紹介、申込理由、入寺後の抱負、転居の可否等を記入し提出する。
3. ご提出いただく方は、原則として当派僧籍者としませんが、理由によっては例外を認める事もあります。

## マッチングの流れ

1. 本山ご縁チャンネル委員会で、マッチングしそうなペアが見つければ、双方に紹介カードの（写）をお送りします。（この時はお互いの寺院名や名前等は非公開です。）
2. 双方「一度遇ってみたい」との意向であれば、事務局で双方の都合を調整し、初回面談は原則として本山施設内で行います。
3. 「その後交流を続けお互いを確認したい」と思われたら、本山にご連絡ください。双方合意であれば連絡先を交付しますので、交流を深めていってください。
4. 初回面談後、最長 2 年以内に「入寺する・しない」「後継者として受け入れる・受け入れない」をご連絡頂きます。

## 本制度上の紹介責任

本制度はあくまでもご縁として寺院後継者候補（希望者）を紹介するものであり、本制度活用の中での、法律上のトラブル、道義的問題等については、真宗木辺派及び本山錦織寺としての責めは負いかねますことご了承ください。